令和8年9月30日

新庁舎整備・現庁舎跡地活用特別委員会

庶務報告

政策経営部

(1)　ＤＸ推進の主な取組状況について　（ＤＸ戦略課長）

総務部

(1)　義務付け等請求控訴事件の上告受理申立て不受理決定について　（総合庁舎推進担当課長）

(2)　東棟工事の変更等について　（総合庁舎推進担当課長）

施設部

(1)　現総合庁舎敷地活用の検討状況について　（施設管理課長）

庶務報告　Ｎｏ．１
政　策　経　営　部
令和８年９月３０日

ＤＸ推進の主な取組状況について

ＤＸ戦略課

１　葛飾区におけるＤＸ推進に向けた例規（アナログ規制）点検・見直しについて

（１）背景・目的

国のデジタル改革の方針を踏まえ、社会環境や技術の進展に対応した行政制度への見直しを進めるため、条例・規則等に残るアナログ規制の点検・見直しに取り組んでいる。これにより、区民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る。

（２）点検・見直しの概要

区例規集掲載例規を対象に、デジタル庁が示すアナログ規制の類型に基づき、関係するキーワードを用いて対象規定を抽出した。具体的には、「掲示」「閲覧」「目視」「対面」「書面」等の語句を検索し、該当する条文について、デジタル技術の活用を阻害する規制に当たるか確認を行った。また、抽出した規定については、所管課に対し、規制の趣旨、現行運用、デジタル代替手段の可否等を確認し、見直しの要否を整理する。

※現時点において、見直しの要否の確認対象とした条例・規則等は、条例22例規、規則35例規、訓令・規定11例規、その他27例規を合計して総数95例規。

（３）今後の取組

今後、抽出した対象規定について所管課への照会・ヒアリングを実施し、規制の必要性、現行運用、デジタル技術による代替可能性等を確認する。その結果を踏まえ、条例・規則等の改正要否を整理し、必要な改正手続を進めるとともに、要綱・要領等についても方針を示した上で、各所管課において点検・見直しを行うよう全庁的な見直しを促していく。

（4）スケジュール（予定）

時期	内容
令和８年９月	点検・見直し対象リストの共有
令和８年９月以降	選定所管課ヒアリングの実施 見直し対象規定及び対応方針の整理
令和８年11月以降	条例・規則等の改正案作成 順次改正手続を実施、運用見直し・デジタル化を推進 （条例及び規則については、令和９年４月１日施行予定）

２　スマートフォン購入費助成事業の実施状況について

（1）目的

高齢者のデジタルデバイドの解消及び区が提供するオンライン申請等のデジタルサービスの利用促進を図るため、東京都が実施するスマートフォン活用支援事業を活用し、高齢者がスマートフォンを購入する費用の一部を助成するもの

（2）事業開始日

令和８年８月10日

（3）事業概要

ア　補助の対象

令和９年３月31日時点で満65歳以上の区民

イ　補助対象経費

スマートフォン本体購入費等

ウ　補助内容

１人あたり３万円を上限に補助

エ　補助条件

スマートフォン教室等の受講、東京都及び区が指定するアプリ等への登録、別表の指定店舗で購入日当日に補助申請を行うこと。

（4）申込状況（令和８年８月31日時点）

89件

別表

指定店舗一覧

指定店舗	住所
ソフトバンク新小岩	葛飾区新小岩一丁目50番１号新小岩Sビル １階
ソフトバンクMARK IS 葛飾かなまち	葛飾区東金町一丁目10番１号 MARK IS 葛飾かなまち３階
ソフトバンク亀有	葛飾区亀有三丁目32番８号 亀有３丁目ビル １階
ソフトバンク青砥駅前	葛飾区青戸三丁目37番19号
楽天モバイル新小岩ルミエール店	葛飾区新小岩一丁目42番８号
auショップ青砥	葛飾区青戸三丁目32番２号 エスアール青砥
auショップ立石	葛飾区立石一丁目22番２号
auショップ亀有	葛飾区亀有三丁目29番１号 リリオ弐番館107
auショップMARK IS 葛飾かなまち	葛飾区東金町一丁目10番１号 MARK IS 葛飾かなまち３階
auショップ新小岩	葛飾区新小岩一丁目51番５号
UQスポット新小岩	葛飾区新小岩一丁目42番８号 K.S.Tビル
UQスポットアリオ亀有	葛飾区亀有三丁目49番３号 アリオ亀有 ３階
ドコモショップアリオ亀有店	葛飾区亀有三丁目49番３号 アリオ亀有 ２階
ドコモショップ金町駅前店	葛飾区東金町一丁目22番７号 磯貝ビル103 １階
ドコモショップ亀有店	葛飾区亀有三丁目30番３号 ITSビル １階
ドコモショップ柴又街道店	葛飾区柴又四丁目32番17号
ドコモショップ新小岩駅前店	葛飾区新小岩一丁目44番６号 1E&A １階
ドコモショップ立石店	葛飾区青戸三丁目41番１号

3　書かない窓口サービスについて

（1）概要

令和７年７月に戸籍住民課にて、マイナンバーカードの読取りや住民基本情報システムからの連携データを活かす書かない窓口サービスによる住民異動手続を行えるようにした。戸籍住民課での稼働開始後、システムのバージョンアップを起因とした不具合が発生し、その後、システム事業者と調整を行ってきた。

（2）現状

システム事業者との調整の結果、不具合が解消したため、令和８年８月から戸籍住民課の転出手続きから運用を再開した。今後も、区民にとって分かりやすく、使いやすいサービスとなるようシステム事業者へ改善の要望を継続していく。

（3）今後の方針

引き続き戸籍住民課及び事業者と調整を行い、新小岩、亀有、高砂、堀切及び水元区民事務所への導入を進める。

スケジュール（予定）

想定時期	導入部署
令和８年８月	戸籍住民課にて運用開始
令和８年９月	新小岩区民事務所にて運用開始
令和９年１月	亀有・高砂・堀切・水元区民事務所で運用開始

4　行政特化型ＡＩエージェントシステムの導入

（1）概要

令和６年度に稼働した「かつしかＣｈａｔ」は、各課で作成している業務マニュアルや区役所業務に関する専門書籍の情報を学習させ、令和７年７月に「かつしかＣｈａｔ（窓口対応版）」として運用を開始した。その後は、キーボードではなく対話音声により問い合わせ内容を要約して生成ＡＩへ送信し、回答を表示する「行政特化型ＡＩエージェントシステム」の構築を進め、令和７年９月から 10 月に戸籍住民課、令和８年１月から２月に子育て応援課で検証を

行った。

（2）今後の取組

検証の結果、システム面におけるマイク精度等の課題が生じていた。また、本システムについては、区民の個別ケースに応じた相談対応での活用時に効果が期待できることが確認できた。この度、マイク精度の課題等が解消したため、令和８年９月から子育て応援課窓口において本格稼働を開始する予定である。

５　効果的な情報発信に向けたデジタルツールの活用

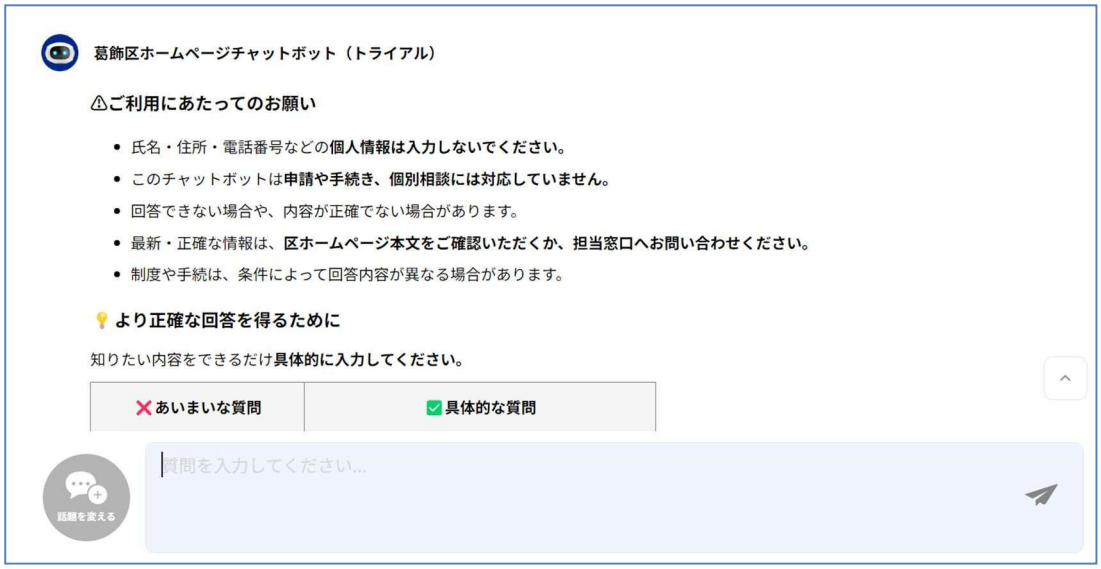
（1）概要

区では、広報かつしか、区公式ホームページ及び各種ＳＮＳを活用して区政情報を発信しているが、必要な情報を見つけにくいことや、ＳＮＳの投稿効果を十分に分析・活用できていないことが課題となっている。そこで、区民により「届く」「伝わる」情報発信を実現するため、ＡＩチャットボット及びＳＮＳ分析ツールの活用に向けた検証を実施する。

（2）取組内容

ア　ＡＩチャットボットの活用

区ホームページの情報を活用し、利用者からの質問に対して対話形式で案内を行うＡＩチャットボットの実証実験を実施する。利用状況や回答品質、問い合わせ件数の変化等を分析し、区民サービス向上及び業務負荷軽減の効果を検証する。（区ホームページのトップページに掲出予定だが、詳細は広報課と調整中）



参考：チャットボット発話画面

（開発段階のため、公開時に変更する場合があります）

イ　ＳＮＳ分析ツールの活用

ＳＮＳ上の投稿データやキーワードを分析し、利用者の関心や投稿効果を可視化するツールを試行導入する。分析結果を活用し、効果的な情報発信やＳＮＳ運用の改善につなげる。

（３）スケジュール（予定）

時期	内容
令和８年10月～	ＡＩチャットボット及びＳＮＳ分析ツール試行利用状況、回答品質、ＳＮＳ分析結果等の検証、費用対効果及び運用方法の整理
令和９年度	検証結果を踏まえ、導入

※ＡＩチャットボットについては、利用ログやアンケート結果等を分析し有効性を評価する。また、ＳＮＳ分析ツールについては、分析結果の活用方法や費用対効果を検証する。

庶務報告　Ｎｏ．１
総　　務　　部
令和８年９月３０日

義務付け等請求控訴事件の上告受理申立て不受理決定について

総合庁舎推進担当課
総合庁舎技術担当課

令和８年３月４日に最高裁判所に上告受理の申立てがあった事件について、上告審として受理しない旨の決定があったため、報告するもの

１　第一審における控訴人の主張

葛飾区長の職にあった青木克徳がした次の各行為は、地方自治法第242条の２第１項第４号にいう「財産の処分」又は「財産の管理を怠る事実」に該当することから、被告はこれらの損害を回復するために青木克徳に対し損害賠償請求を行わなければならない。

①組合に対し権利変換計画について同意したこと。

②組合の総会において権利変換計画の議案につき賛成したこと。

③当該総会へ出席して反対しなかったこと。

④事業の権利変換に関する処分の日までに①の同意を撤回しなかったこと。

⑤事業の権利変換に関する処分の日までに②の賛成を撤回しなかったこと。

２　第一審の内容

⑴　事件名　[redacted]　義務付け等請求事件

⑵　裁判所　東京地方裁判所

⑶　原告

別紙１原告目録のとおり

⑷　被告

葛飾区長

⑸　請求の趣旨

ア　被告葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金７億1,610万2,775円及びこ

れに対する令和５年７月１日から支払済みまで年３分の割合による金員を請求せよ

イ　訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

⑹　第一審の判決の趣旨

ア　本件訴えのうち、１①から④までの部分を却下する。

イ　原告らのその余の請求を棄却する。

ウ　訴訟費用は原告らの負担とする。

⑺　第一審の判決の理由

ア　１①は、法令上の規定に基づいてされたものではなく、何らの法的効果も有しない事実上の行為に過ぎないから「財産の処分」には当たらず、そうである以上、１④が「財産の管理を怠る事実」に当たるということもできないことから、住民訴訟の対象とならないため不適法である。

イ　１②は「財産の管理」に当たり、１③は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、本件監査請求は令和６年２月29日にされたものであり、１②については令和４年12月24日にあったものといえ、１③は同日に終わったものであるといえるため、１年の監査請求期間を徒過した後にされたものであることから、適法な監査請求の前置を欠くものである。

ウ　１⑤は「財産の管理を怠る事実」に当たるが、青木克徳は議決権を行使しておらず、原告らの主張は前提を欠くため理由がない。

３　控訴審における控訴人の主張

⑴　都市再開発法においては、総会の総会決議のみでは権利変換計画は確定しないし、権利変換計画が確定する権利変換期日までは、権利変換は生じず、施行区域内の土地建物の権利は消滅しないから、本件監査請求に係る監査請求期間の起算日は権利変換期日である令和５年６月30日である。

⑵　葛飾区の住民が、区長が権利変換計画案に意見書を提出したか否かは知るすべはなく、最終的にどのような権利変換計画が確定したかを知るのは、権利変換計画の公告がなされた令和５年６月19日又は実際に権利変換処分がなされた同月30日であるため、正当な理由があることから、監査請求期間である１年を徒過して

も請求は認められるべきである。

⑶　第一審において、監査請求期間を徒過しており、適法な監査請求の前置を欠くと判断するのであるなら、正当な理由があるか否かについて、裁判所は釈明権を行使すべきであった。

⑷　組合に対し権利変換計画について同意したことは、施行区域内の土地建物等の財産を処分し、かつ、本来取得できるはずの権利床に係る権利を放棄するものであり、「財産の処分」に該当し、事業の権利変換に関する処分の日までに当該同意を撤回しなかったことは「財産の管理を怠る事実」に当たる。

⑸　第一審は、本案について実質的な審理をせず、審理不尽がある。

4　控訴審の内容

⑴　事件名　[redacted]　義務付け等請求控訴事件

⑵　裁判所　東京高等裁判所

⑶　控訴人

別紙２控訴人目録のとおり

⑷　被控訴人

葛飾区長

⑸　控訴の趣旨

ア　原判決を取り消す。

イ　被控訴人葛飾区長青木克徳は、青木克徳に対して、金７億1,610万2,775円及びこれに対する令和５年７月１日から支払済みまで年３分の割合による金員を請求せよ。

ウ　訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

⑹　控訴審の判決の趣旨

ア　本件控訴をいずれも棄却する。

イ　訴訟費用は、控訴人らの負担とする。

⑺　控訴審の判決の理由

ア　控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画が確定しないこと等を理由に、権利変換期日である令和

５年６月30日を監査請求の起算日と解することはできない。当該監査請求が対象とする青木克徳がした１②及び１③の行為については、第一審判決のとおり（２⑺イ）であり、控訴人らの主張は採用できない。

イ　控訴人らのした監査請求は、権利変換計画そのものを対象とするものではないから、権利変換計画の確定時期は正当な理由を裏付ける事情となるものではない。そして、権利変換計画の縦覧については組合のホームページに掲載されており、これにより、それに先立つ組合の総会決議の存在を知ることができたと認められるから、地方自治法第242条第２項ただし書にいう正当な理由があるとは認められないため、控訴人らの主張は採用できない。

ウ　控訴人らは、第一審の第３回口頭弁論期日においての発言から、監査請求期間の徒過について正当な理由があるか否かが争点となることを認識していたのであるから、釈明権の不行使が問題となる余地はないため、控訴人らの主張は採用できない。

エ　組合に対し権利変換計画について同意したことは、都市再開発法等の法令上の規定に基づくものではなく、何らの法的効果も有しない事実上のものにすぎないから、第一審判決のとおり（２⑺ア）であり、控訴人らの主張は採用できない。

オ　控訴人らの訴えのうち、１①から④までについては不適法であるから却下すべきであり、１⑤についてはその前提を欠くのであるから棄却すべきであることは明らかであって、その余の点については判断する必要はないため、控訴人らの主張は採用できない。

５　上告受理申立ての内容

⑴　事件名　[redacted]　行政上告受理申立て事件

⑵　裁判所　最高裁判所

⑶　申立人　別紙３上告受理申立人目録のとおり

⑷　相手方　葛飾区長

⑸　上告受理申立ての趣旨

ア　本件上告を受理する。

イ　原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

⑹　上告受理申立ての理由

控訴審の判決は、法令の解釈に関する重要な事項について誤りがある。

6　最高裁判所の決定の内容

⑴　本件を上告審として受理しない。

⑵　申立費用は申立人らの負担とする。

7　最高裁判所の決定の理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第１項により受理すべきものとは認められない。

8　事件の経過

⑴　令和６年４月11日　訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和６年５月24日）

⑵　令和６年７月19日　第１回口頭弁論期日

⑶　令和６年10月30日　第２回口頭弁論期日

⑷　令和７年１月28日　第３回口頭弁論期日

⑸　令和７年５月13日　第４回口頭弁論期日

⑹　令和７年７月22日　第５回口頭弁論期日

⑺　令和７年９月19日　判決言渡期日

⑻　令和７年10月２日　控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同月30日）

⑼　令和８年１月20日　控訴審口頭弁論期日

⑽　令和８年２月19日　控訴審判決言渡期日

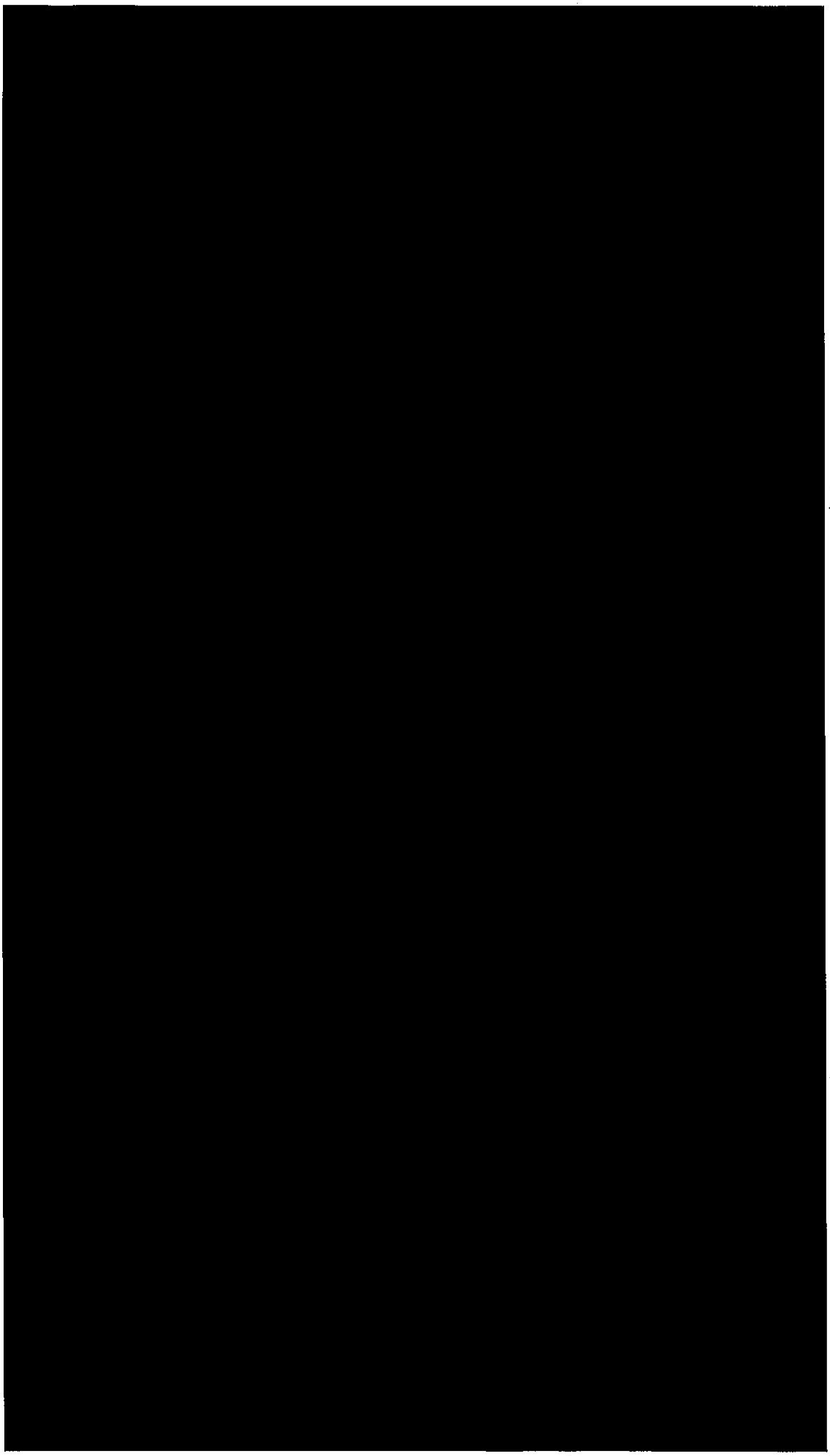
⑾　令和８年３月４日　上告受理の申立て（葛飾区に上告受理申立通知書が送達された後、上告受理申立理由書が裁判所に提出されたのは同年４月27日）

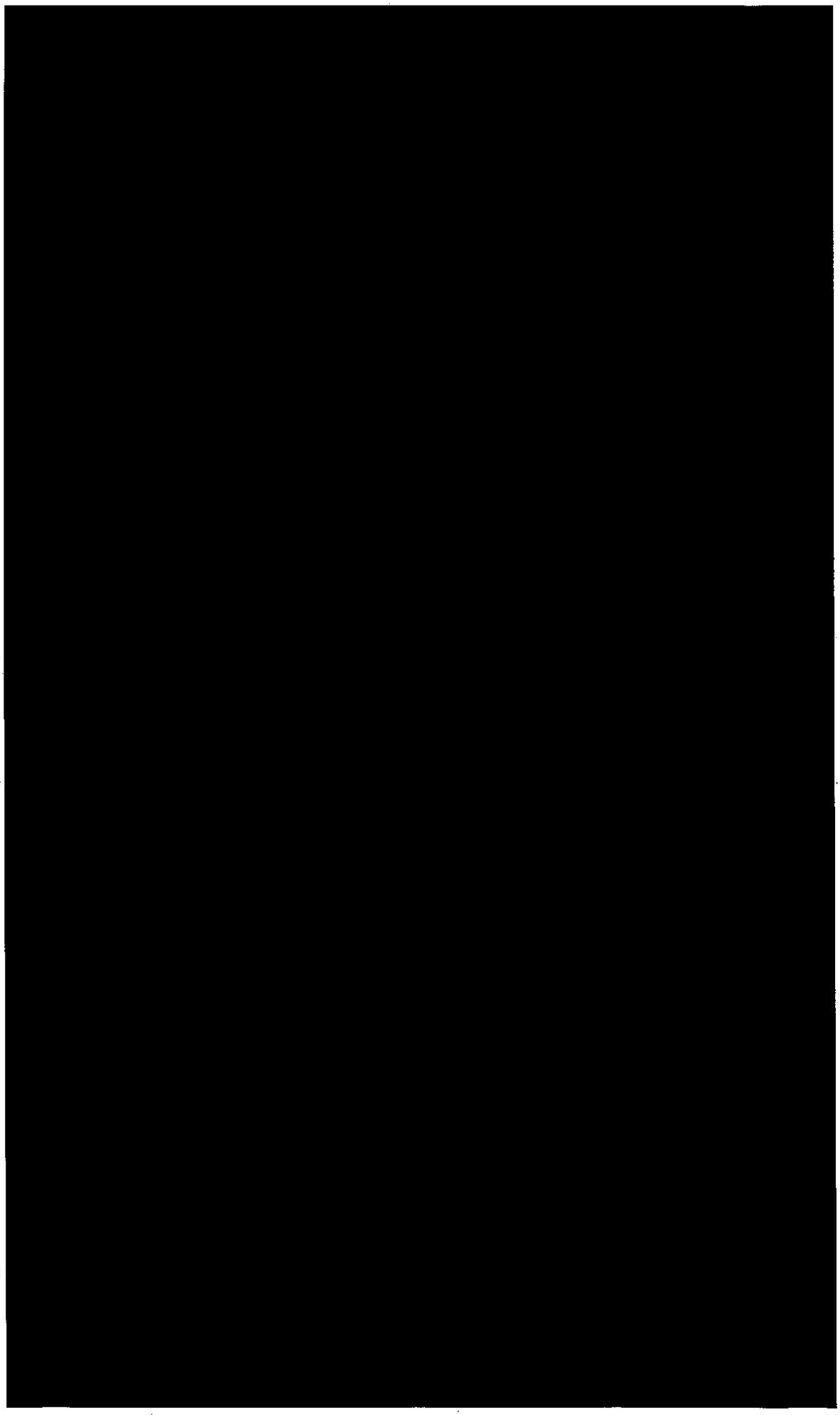
⑿　令和８年７月30日　上告不受理決定

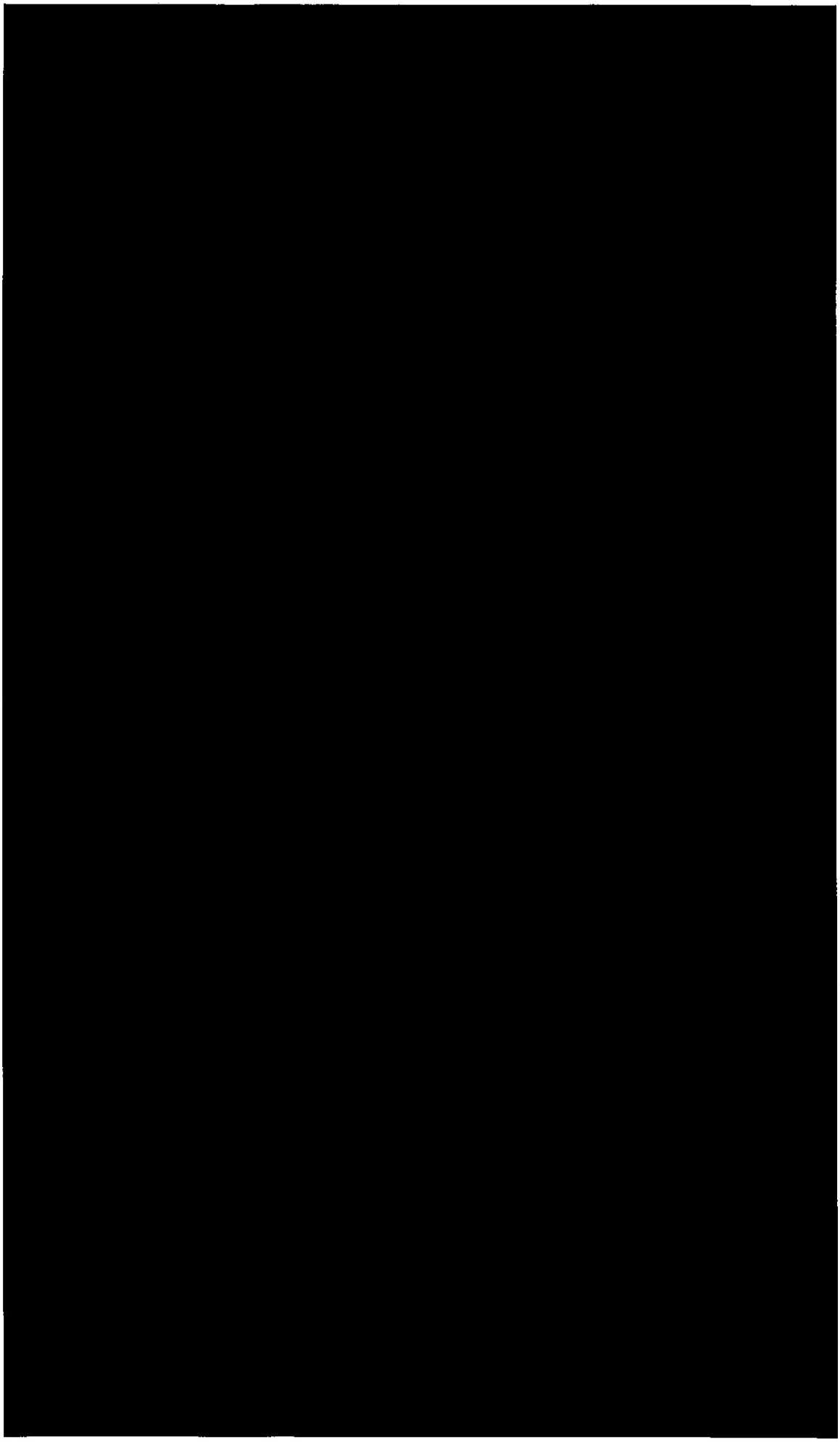
別紙１

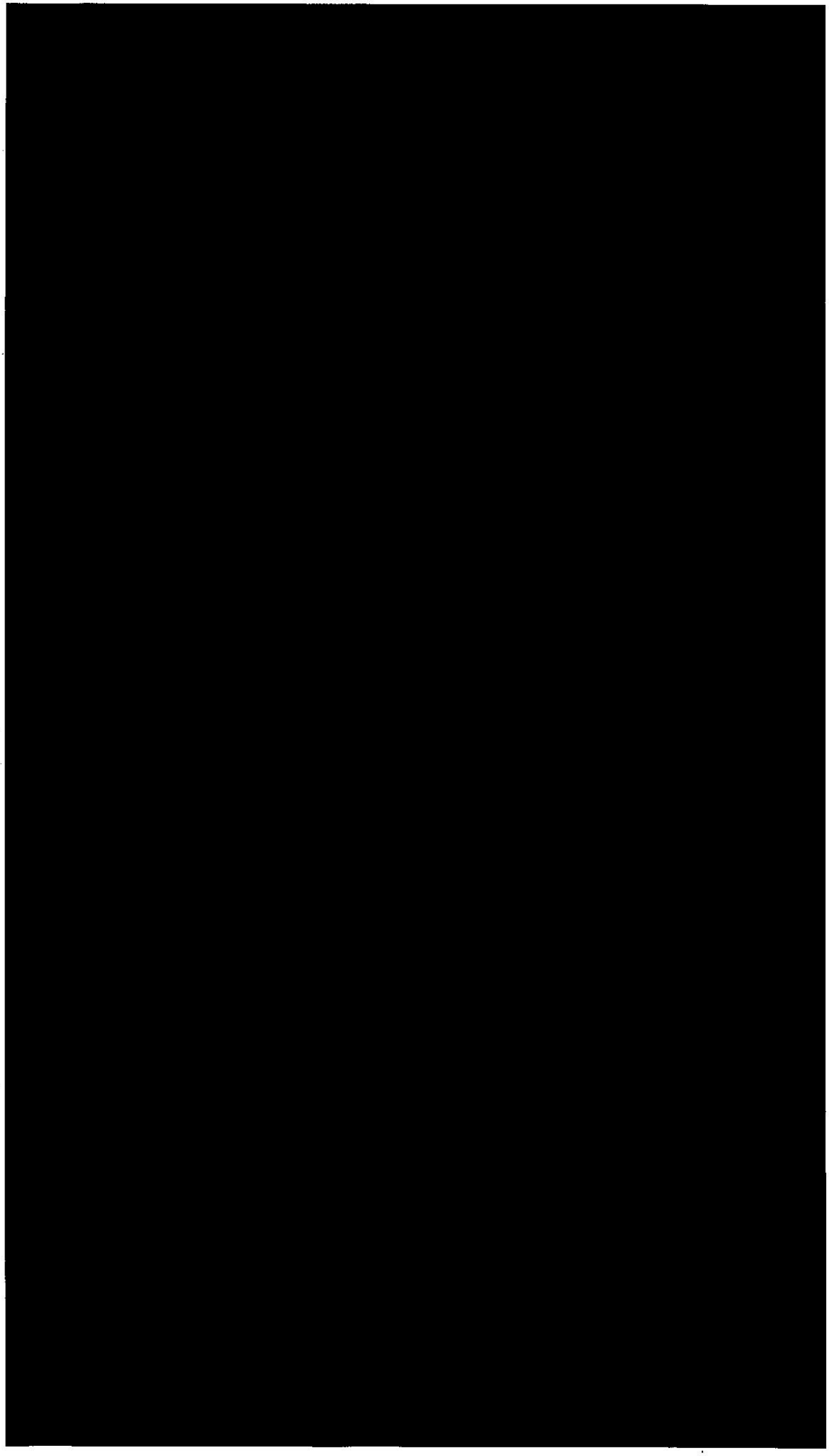
原　告　目　録

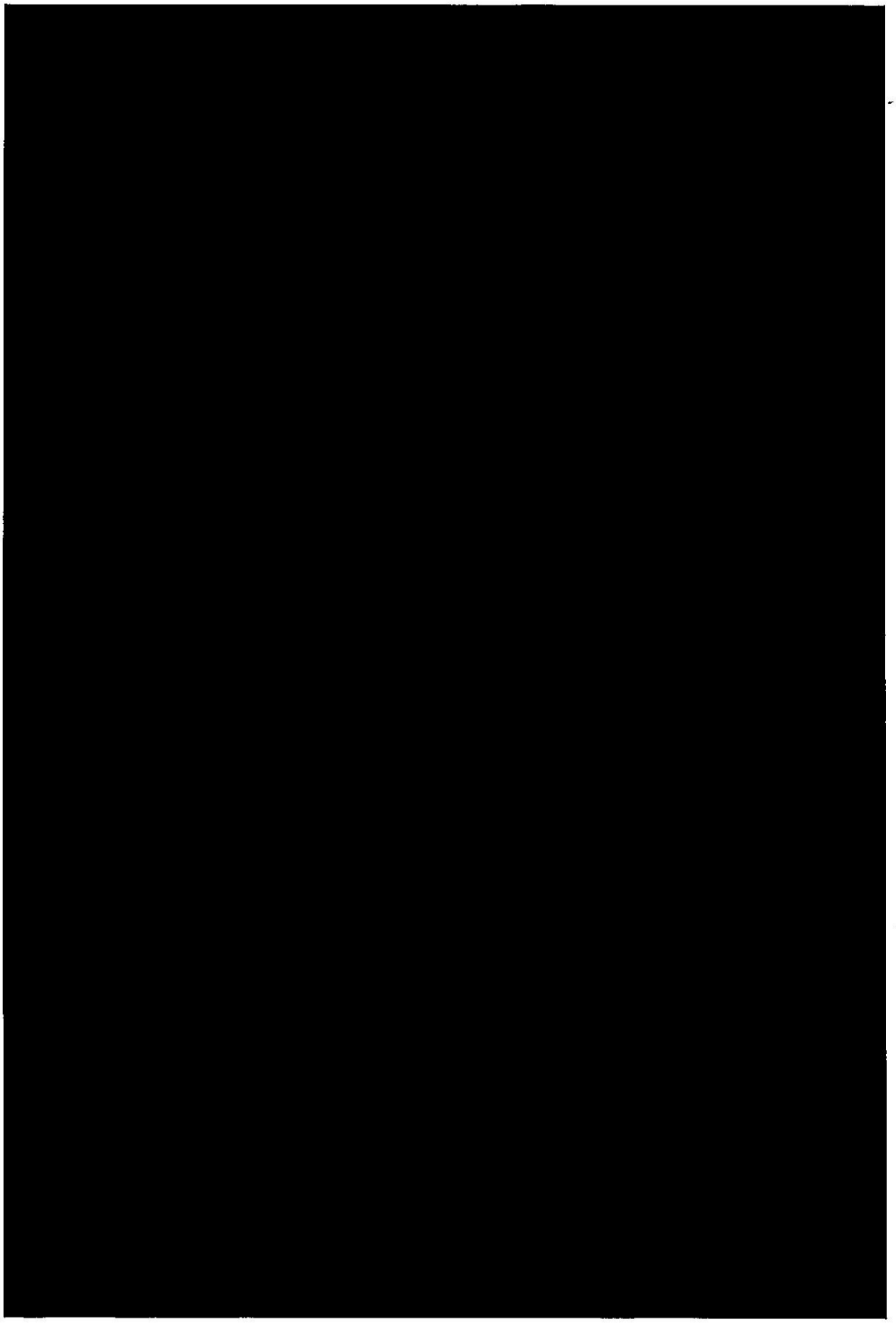
原告番号	
1	[redacted]
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	











別紙２

控訴人目録

[redacted]

別紙３

上告受理申立人目録

[redacted]

庶務報告　Ｎｏ．２
総　　務　　部
令和８年９月３０日

東棟工事の変更等について

総合庁舎推進担当課
総合庁舎技術担当課

１　趣旨

立石駅北口地区については、令和７年８月に公共施設（交通広場）、同年11月に施設建築物（東棟・西棟）の建築工事に着手し、工事が進められている。

今般、立石駅北口地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）から、処分地の受け入れ基準値を超える有害物質が確認された土壌の搬出先などの変更等に伴い、特定業務代行者との工事請負金額を変更する必要が生じる旨の申し出があったため、これを報告するもの

２　基準値超過土壌の概要

（１）基準値を超える有害物質

自然由来（※１）である可能性が高いヒ素、フッ素（基準値：検液１リットルにつきヒ素0.01㎎以下、フッ素0.8㎎以下）を含む地層（主に約６ｍ以深）が地区内に確認されている。また、一部土壌であるがクロロエチレン（基準値：検液１リットルにつき0.002㎎以下）が検出（※２）されている。

※１　貝殻片や腐植物等を含む海成堆積物が含まれる地層では、一般的にヒ素及びフッ素の溶出量が環境基準を超えることがあると考えられている。

※２　土壌処理は完了しているが、２年間の水質モニタリング期間中のため、基準値超過土壌とみなして搬出する必要がある。

（２）対象となる土量（見込）　※搬出先の計量等による変更の可能性あり。

東街区　総量約62,400㎥のうち約47,900㎥（うちクロロエチレン分約800㎥）

西街区　総量約44,300㎥のうち約33,000㎥

公共施設（交通広場）　総量約25,500㎥のうち約 5,700㎥

（3）土壌分析結果

別紙のとおり

（4）工事請負金額の変更額（見込）　※搬出先の計量等による変更の可能性あり。

東街区　約18.50億円の増額

西街区　約11.29億円の増額

公共施設（交通広場）　約2.33億円の増額

3　今後の対応

工事費増額分について、再開発組合としての対応や区の床取得費等について再開発組合と協議を行う。

4　その他

搬出先などの変更等による工事スケジュールへの影響はないことを再開発組合に確認している。

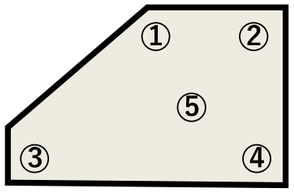
別紙

立石駅北口再開発工事　土壌分析調査

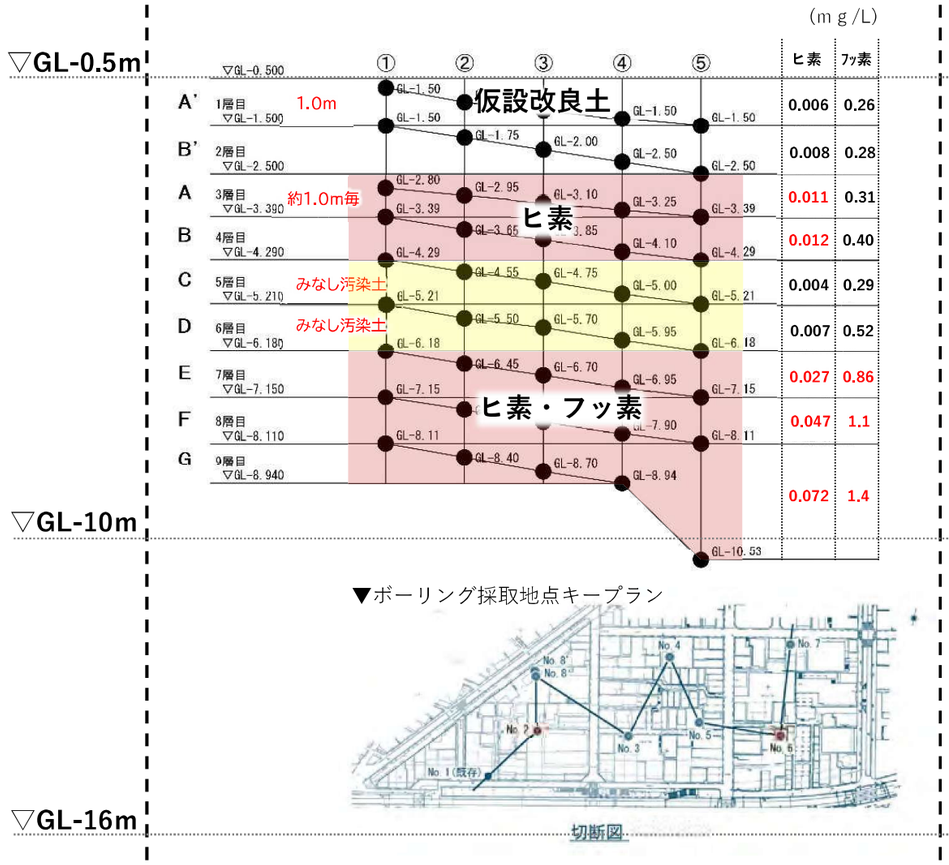
基準値　　ヒ素　　0.01 ｍｇ/L
　　フッ素　0.8　ｍｇ/L

・５点混合分析　断面図（残土搬出用）

西街区

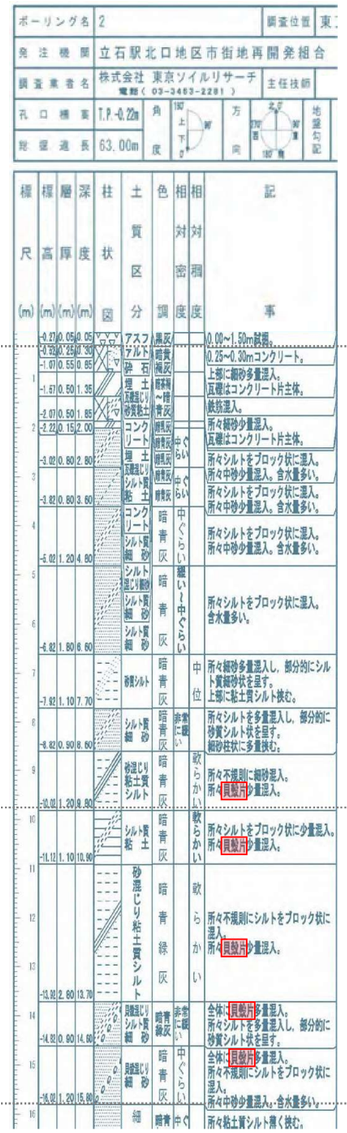


総量　　44,300㎥
基準値内　11,300㎥
基準超過　33,000㎥（74%）

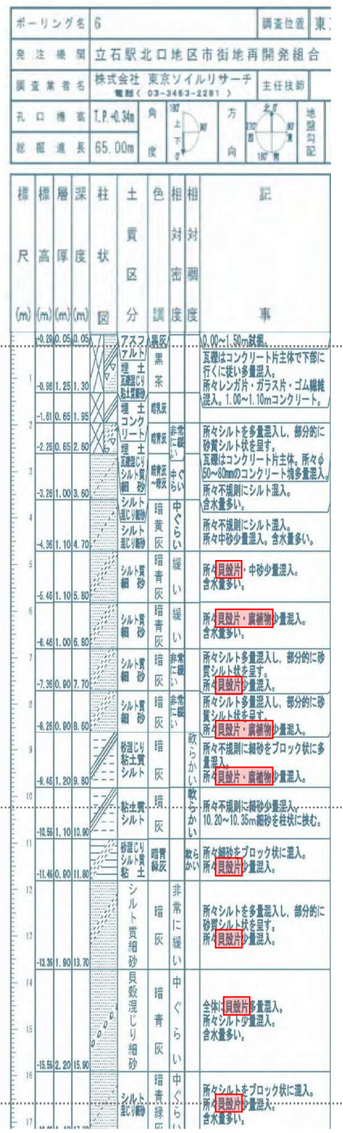


▼ボーリング採取地点キープラン

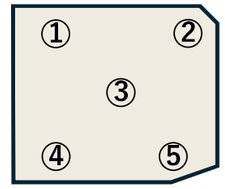
No.2



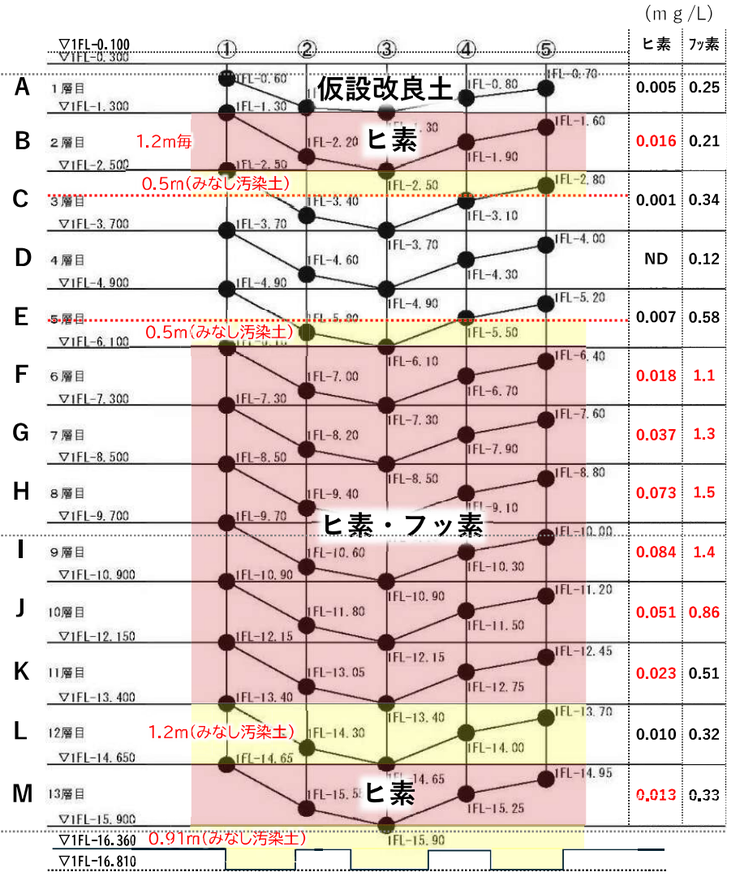
No.6



東街区



総量　　62,400㎥
基準値内　14,500㎥
基準超過　47,900㎥（77%）

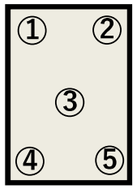


立石駅北口再開発工事　土壌分析調査

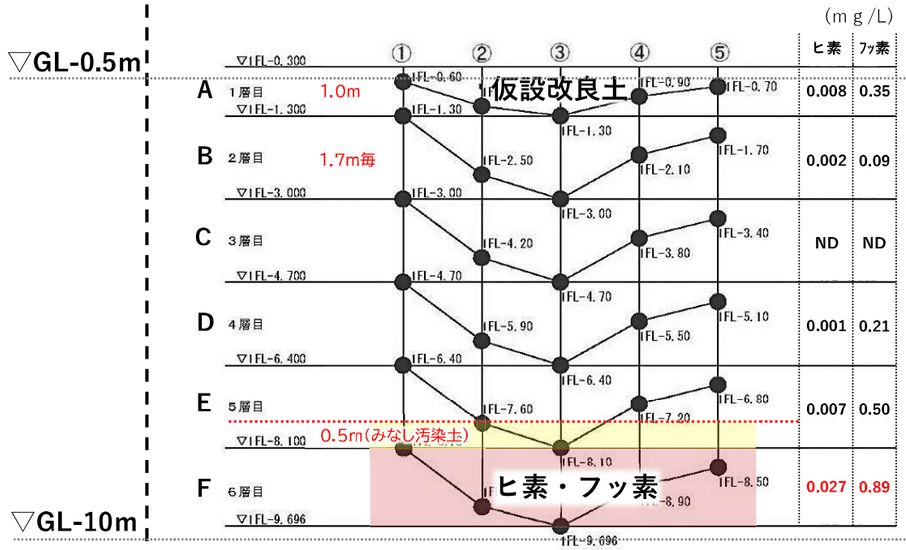
基準値　　ヒ素　　0.01 ｍｇ/L
フッ素　0.8　ｍｇ/L

・５点混合分析　断面図（残土搬出用）

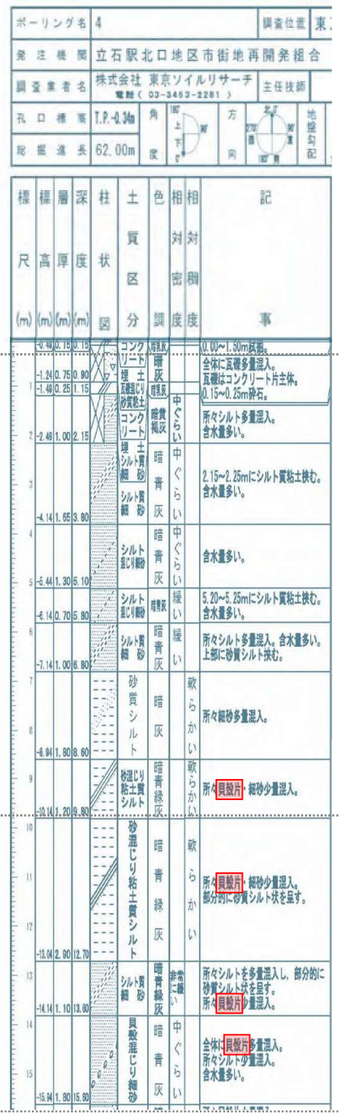
交通広場



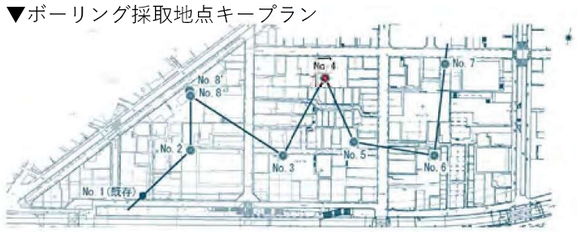
総量　　25,500㎥
基準値内　19,800㎥
基準超過　5,700㎥（22%）



No.4



▼ボーリング採取地点キープラン



切断図

庶務報告　Ｎｏ．１
施　　設　　部
令和８年９月３０日

現総合庁舎敷地活用の検討状況について

施設管理課

１　趣旨

標記の件については、６月15日開催の本委員会に、立石地域には東京都指定二次救急医療機関で、二次保健医療圏の区東北部において、東京都災害拠点病院である平成立石病院があり、建替えの検討をしていること、区としては区内救急医療体制を維持・向上し、また同病院の区外移転を回避するため、建替用地の確保を検討することを報告した。

併せて、現総合庁舎及び敷地を共有する東京都と、これらの取扱いについて、協議・調整を行うことも報告した。

そこで、これらに関するその後の検討の進捗状況を報告するもの

２　同病院の建替用地の確保について

同病院が想定する建替え規模を満たす公共用地は、現時点においても、既に報告した現総合庁舎敷地と立石中学校・清和小学校の敷地に限られている。

これを踏まえて、これらの敷地を活用させる場合の整備手法について、整備コスト、整備期間、その他のメリット・デメリットなどの整理を進めているところである。

位置図



３　東京都との協議状況について

現総合庁舎敷地及び庁舎については、東京都との共有物であることから、東京都と必要な協議を継続的に行っている。

区としては、今後も地域のまちづくりや行政需要等を踏まえながら、東京都との協議を継続し、現総合庁舎の取扱い及び敷地活用の方向性について検討を進めていく。

４　今後について

整備手法を整理し、これに優先順位をつけて、東京都、病院等の関係者との協議を進める必要がある。手法ごとの比較表を整理し、今後議会に報告し、意見をいただいたうえで、検討を進めていく。

【参考】葛飾区における災害医療体制（別紙）

葛飾区では、大規模災害が発生し、多数の傷病者が発生した際に区内を、災害拠点病院等を中心に４つのブロックに分ける医療体制を構築する。

区内医療関係団体との連携及び協力のもと、傷病者へ迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

別　紙

大規模災害時に医療が必要な方は
緊急医療救護所へ

下記の病院前に緊急医療救護所を設置します。

緊急医療救護所の役割

① トリアージ（傷病者の振り分け）

傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて、振り分けを行います。





② 軽症者の対応

自ら歩ける傷病者（軽症）の方は、近隣の区施設（学校など）で応急処置を行います。
また、医薬品の対応も可能な限り行いますので、お薬手帳のご持参をお願いします。



③ 搬送

救護所での対応が困難な場合、できる限りの応急処置を行い、病院救急車などを活用して搬送を行います。



区内を４つのブロックに分けた体制を構築し、傷病者の受け入れを行います



凡例
- 災害拠点病院
- 災害拠点連携病院

Aブロック

- **第一病院**（東金町4-2-10）
- **嬉泉病院**（東金町1-35-8）
- **東部地域病院**（亀有5-14-1）
- **亀有病院**（亀有3-36-3）

Bブロック

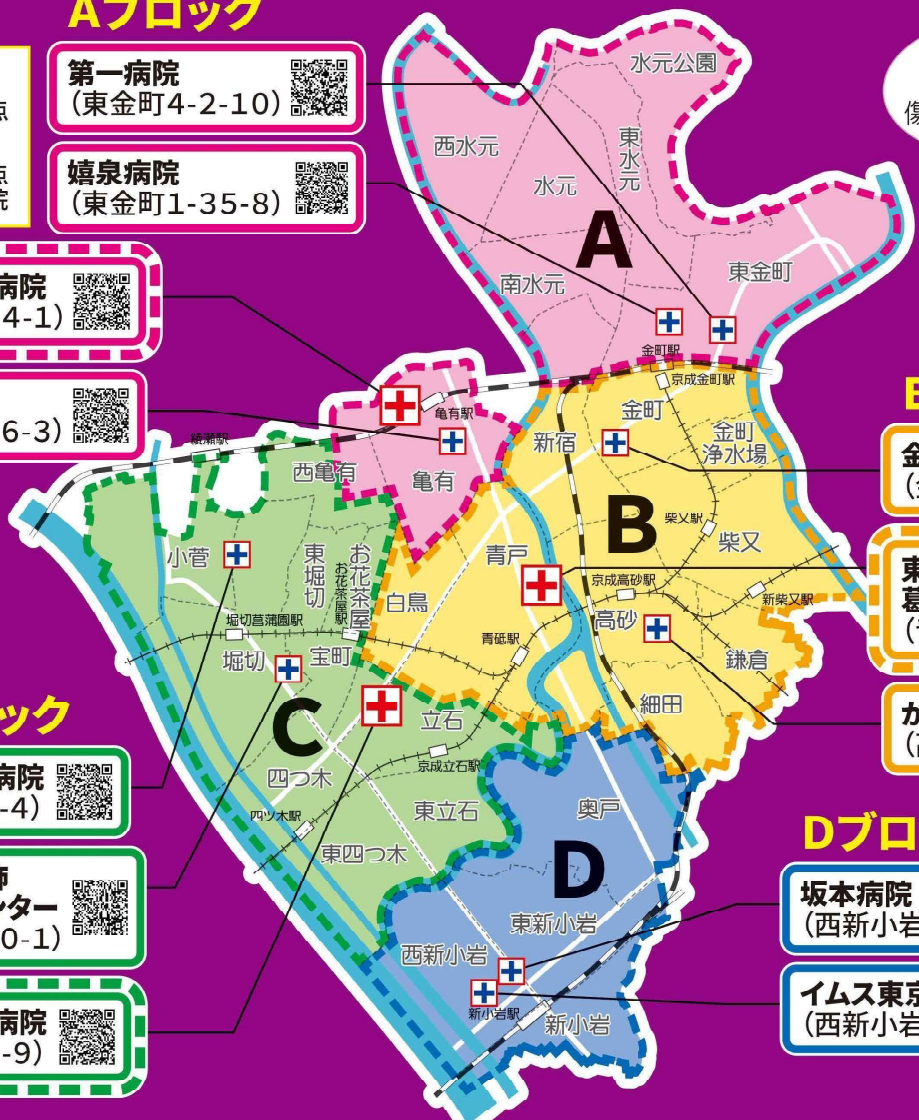
- **金町中央病院**（金町1-9-1）
- **東京慈恵会医科大学葛飾医療センター**（青戸6-41-2）
- **かつしか江戸川病院**（高砂3-27-13）

Cブロック

- **堀切中央病院**（堀切7-4-4）
- **イムス葛飾ハートセンター**（堀切3-30-1）
- **平成立石病院**（立石5-1-9）

Dブロック

- **坂本病院**（西新小岩4-39-20）
- **イムス東京葛飾総合病院**（西新小岩4-18-1）



詳しくは葛飾区ホームページをご覧いただくか、地域保健課にお問い合わせ（☎03−3602−1231）ください。

葛飾区 救護所　検索

https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1004028/1000063/1004029/1030357/1004763.html

▲区公式ホームページ

葛飾区